

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 落 合

誠

|             |                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------|
| 路<br>線<br>名 | さいたま鳩ヶ谷線                                                             |
| 供用開始の区間     | 川口市桜町五丁目<br>一一一番五地先から<br>同市桜町五丁目<br>一一一番二地先まで                        |
| 供用開始の期日     | 令和七年五月三十日                                                            |
| 備<br>考      | 平成二十三年三月十五日付けさいたま県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。<br>延長一三・五七メートル |